

平成21年度 福島町まちづくり推進会議 第5回会議

◇と き : 平成22年3月5日(金)午後6時から

◇と ころ : 福島町福祉センター 大研修室(2階)

次 第

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 町長挨拶

4. 案 件

(1) 福島町行財政推進プラン財政推計表の変更について P1

(別冊資料:福島町行財政推進プラン)

5. そ の 他

(1) 福島町まちづくり推進会議所掌事項について P4

(2) 福島町まちづくり基本条例に基づく「提言」又は「提案」について . . . P4

6. 次回の会議日程について

_____ 月 _____ 日 (_____) _____ 時から

7. そ の 他

8. 閉 会

案件（１） 財政推計表の変更について

① 福島町まちづくり行財政推進プランについて

福島町まちづくり推進会議より、12月11日付で、「福島町まちづくり行財政推進プラン報告書」が町長に提出されました。町では、当該報告書を受けて、庁内協議を重ね、「福島町まちづくり行財政推進プラン」として別紙のとおり取りまとめたものであります。

- ・ 別紙、資料 「福島町まちづくり行財政推進プラン」

② プラン策定までの経過等について

(ア) まちづくり推進会議での検討【H22. 3. 5 現在】

区 分	会 議 名	検 討 内 容
4月27日	推進会議第1回目を開催	委嘱状の交付、推進会議の役割、会長等の互選、H21協議内容の確認、大まかなスケジュール、現状の財政推計
5月27日	両専門部会〔1回目〕開催	事務事業等個別項目の内容、方向性を検討
6月24日	両専門部会〔2回目〕開催	事務事業等、施設管理の個別項目の内容、方向性を検討
7月8日	総務教育部会〔3回目〕開催	施設管理、補助金等の個別項目の内容、方向性を検討
7月9日	経済福祉部会〔3回目〕開催	施設管理、補助金等の個別項目の内容、方向性を検討
9月7日	両専門部会〔4回目〕開催	両専門部会報告書のまとめ内容を検討
10月30日	推進会議第2回目を開催	両専門部会報告書、共通項目の健全な財政運営・近隣自治体との広域連携・各特別対策の財源効果額・まちづくり基本条例に基づく提言、提案を検討
11月12日	推進会議第3回目を開催	推進会議第2回目の結果報告・持続可能な財政運営・まちづくり基本条例に基づく提言、提案を検討
12月2日	推進会議第4回目を開催	推進会議第3回目の結果報告・まちづくり推進会議報告書(案)・まちづくり基本条例に基づく提言、提案を検討
22年 3月5日	推進会議第5回目を開催	パブリックコメントによる町民意見等の確認及び福島町議会調査・審査特別委員会開催状況説明・「福島町まちづくり行財政推進プラン」議案取下げ経緯説明・最終案(財政推計表の変更)の説明・再提案

(イ) 庁内協議の検討

「福島町まちづくり行財政推進プラン報告書」が提出されましたので、第4次福島町総合開発計画後期計画策定にあたり、基本計画に対する議会からの提言や実施計画の見直し等による財政推計の再検討等、三役協議、管理職会議で庁内協議を重ね、「福島町まちづくり行財政推進プラン」を取りまとめたものであります。

(ウ) パブリックコメントの実施と結果について

「福島町パブリックコメント制度実施要領」第3条第1項第2号に該当しますので、12月18日付けでパブリックコメント制度を実施しました。

当該計画の変更及び実施計画の策定については、町民の意見を町政に反映させる具体的な手法のひとつであるパブリックコメントを実施しましたが、意見の提出はありませんでした。

- ① 意見提出期間 平成21年12月21日(月)～平成22年1月7日(木)
- ② 閲覧場所 町ホームページ・吉岡支所・企画G・12/22全町回覧
- ③ 意見の提出方法 書面提出・郵便・電子メール・ファクシミリのいずれか(意見募集フォーマットのとおりに)

(エ) 福島町議会調査・審査特別委員会開催状況について

区 分	会 議 名	内 容
11月26日	福島町まちづくり行財推進プランに関する調査特別委員会	福島町まちづくり行財政推進プラン(案)の説明・調査
12月21日	福島町まちづくり行財推進プランに関する調査特別委員会	福島町まちづくり行財政推進プラン(案)の説明・調査
1月19日	議会に提案 福島町まちづくり行財推進プランに関する審査特別委員会	福島町まちづくり行財政推進プランの提案・審査
2月17日	福島町まちづくり行財推進プランに関する審査特別委員会	福島町まちづくり行財政推進プラン審査
2月26日	福島町まちづくり行財推進プランに関する審査特別委員会	福島町まちづくり行財政推進プラン審査 福島町まちづくり行財政推進プランの取下げ
3月11日	議会に提案	福島町まちづくり行財政推進プランの再提案

③ 福島町まちづくり行財政推進プランの取下げと再提案について

これまでの第4次福島町総合開発計画(基本計画・後期実施計画)調査・審査特別委員会の質疑・意見等において、答弁等を踏まえ、また、審査特別委員会開催期間中に地域活性化・きめ細かな臨時交付金により前倒し実施する事業を計画登載から削除し、交付金事業移行財源を利用し新たに追加・変更が必要な事業を三役協議、管理職会議で庁内協議を重ね、登載することになり、見直し等による「福島町まちづくり行財政推進プラン」の財政推計を変更して再提出するものがあります。

④ 財政推計表について

変更前

◎ 財政推計表（平成22年1月時点）

（単位：百万円）

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	
歳 入	2,939	3,241	2,829	2,909	2,844	
歳 出	2,986	3,421	2,911	2,998	2,990	
うち建設費	204	717	240	364	414	
不足額	47	180	82	89	146	
基 金	4/1	884	837	657	575	486
	積立	0	0	0	0	0
	取崩	47	180	82	89	146
	年度末	837	657	575	486	340

・参考資料別表1 平成22年度以降の科目別財政推計表（平成22年1月時点）

変更後

◎ 財政推計表（平成22年2月時点）

（単位：百万円）

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	
歳 入	2,921	3,240	2,821	2,908	2,844	
歳 出	2,955	3,413	2,898	3,023	3,006	
うち建設費	171	710	228	390	432	
不足額	34	173	77	115	162	
基 金	4/1	884	850	677	600	485
	積立	0	0	0	0	0
	取崩	34	173	77	115	162
	年度末	850	677	600	485	323

・参考資料別表1 平成22年度以降の科目別財政推計表（平成22年2月時点）

報告事項（１） 福島町まちづくり推進会議所掌事項について

平成22年度の「福島町まちづくり推進会議」としての開催目的は、4事項の中から重点的にテーマを設定して協議し町長に報告することになっておりますので、行財政の実効性について「検証」、「行政評価」を行うと共に、「まちづくり基本条例」に基づく「町政の進展」や「福島町の将来」について真剣に議論し「提言」、「提案」をし、持続可能な行財政の推進に努めることとしたい。

- ① 財政計画に関する事項
- ② 行政評価に関する事項
- ③ ふるさと応援基金に関する事項
- ④ その他行財政の運営に関する事項

— メ モ —

報告事項（２） 福島町まちづくり基本条例に基づく「提言」又は「提案」について

福島町の将来のために、「提言」「提案」を頂ける「きっかけ」となるよう、機会を作る意味で、提案してまいりますので、この機会に何なりと意見交換でもして頂ければと思っておりますので、よろしくお願いします。

参画及び協働

第7条 町民は、まちづくりや町の重要な施策及び計画の策定に関する提言又は提案を行うことができます。

2 町民と町は、協働のまちづくりを推進するに当たっては、目的意識の共有に努めます。

— メ モ —

平成21年度

福島町議会定例会3月会議議案（別冊）

福島町まちづくり行財政推進プラン

〔計画期間：H22～H26〕

福島町



目 次



○ はじめに	1
第1章 自主・自立のまちづくりに向けて	2
1 福島町まちづくり行財政推進プランの推進	2
(1) 財政状況と現状認識	2
(2) まちづくり行財政推進プランの理念と目標	2
2 住民、地域、行政の役割分担の考え方	3
(1) 役割分担の考え方と方向性	3
(2) 広域行政の積極的検討	3
(3) 国や北海道による補完について	3
(4) 各特別対策による財政状況について	4
第2章 行財政改革における重点的対策	5
1 第3次福島町行政改革大綱について	5
2 第4次福島町総合開発計画後期実施計画策定の基本的考え方について	5
3 歳入について	6
(1) 町税について	6
(2) 使用料等について	7
(3) 「福島町ふるさと応援基金」について	7
4 行政組織について	8
(1) 町長、副町長、教育長の給与	8
(2) 一般職の職員数、給与並びに福島消防署の負担金(消防職員の給与)	8
(3) その他の職員	9
(4) 職員の適正配置と組織の効率化	9
(5) 各種委員会	9
5 議員定数及び報酬等について	9
(1) 議員定数について	9
(2) 歳費等について	10

福島町まちづくり行財政推進プラン

◎ はじめに

当町では、松前町との合併協議が整わなかったことを受けて、当面、自立した町づくりを進めていくことを基本として、多くの町民の方々に参画いただいた「福島町自立プラン策定委員会」より提言を受けて、平成18年1月に「福島町自立プラン」を策定しました。

また、町民との協働による町づくりを進めるため、平成21年4月には「まちづくり基本条例」を制定施行し、町民の権利と責務、そして議会と行政の役割と責務を明確にし、町民自らが町づくりに参画し協働することによって、住民自治の実現を図っていくことを目的として掲げたところであります。

このような状況の中で、自立プランの前期期間が平成21年度で終了することから、まちづくり基本条例第32条に基づく「まちづくり推進会議」を設置し、平成22年度以降5年間の町のあるべき姿として、以下に掲げる事項をベースとして真剣に議論をいただき、「まちづくり行財政推進プラン」の提言・答申をいただいたところであります。

- ① 財政計画に関する事項
- ② 行政評価に関する事項
- ③ ふるさと応援基金に関する事項
- ④ その他行財政の運営に関する事項

推進会議においては、「財政計画に関する事項」、さらには「その他行財政の運営に関する事項」を中心とした検討がなされ、その結果における答申がなされております。

町では、こうした提言を含む答申を受けて、これまで進めてきた「福島町自立プラン」の基本理念である「誇りと信頼で築く町」、「漁業を核に地域の良さをのばす町」、「勇気をもって協働で改革に挑戦」の三つの柱を町づくりの基調として、まちづくり基本条例に基づき目標を達成するため、新たな指針として「福島町まちづくり行財政推進プラン」を策定するものであります。

なお、本プランの計画期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

第1章 自主・自立のまちづくりに向けて

1 福島町まちづくり行財政推進プランの推進

(1) 財政状況と現状認識

自立プラン策定前の財政推計においては、平成21年度末に国で示す赤字再建団体ラインを大幅に超える約10億円の累積赤字が見込まれておりました。

そうした赤字を極力圧縮するため、多くの町民の方々の参画をいただいて策定された「福島町自立プラン」に基づいた緊縮型行財政運営により赤字は解消され、現在は一定の財政調整基金の確保も出来てきているところです。

しかし、未だに影響している世界的不況に伴い、地域経済も景気回復の兆しも滞っており、加えて政権交代による「事業仕分け」や税制改正の方向性など不透明な部分も多いことから、町の財政の基軸となる地方交付税などの歳入面においては、予断を許さない状況が続いています。

そのため、町においては現在の行財政の運営方針を維持しつつ、今後も健全な財政を堅持するため、本プランの精神に則った行政運営に努めるものです。

(2) まちづくり行財政推進プランの理念と目標

これまで柱としてきた自立プランは、町財政が危機的状況にあることを町民の誰もが認識し、財政の健全化を中心に据えた計画です。

このため、「まちづくり行財政推進プラン」の推進にあたっては、これまでの自立プランにおける基本的な考え方や事務事業の検証手法を踏襲し、まちづくり推進会議における事務事業・施設運営・補助金等の評価結果を十分に尊重した中で、将来的に持続可能な財政運営の推進を図ります。

また、自治の基本である住民福祉サービスの向上に向けては、現状の事業水準を維持するとともに、新たな課題に対しては、迅速に対応する姿勢を持って施策の推進に努めます。

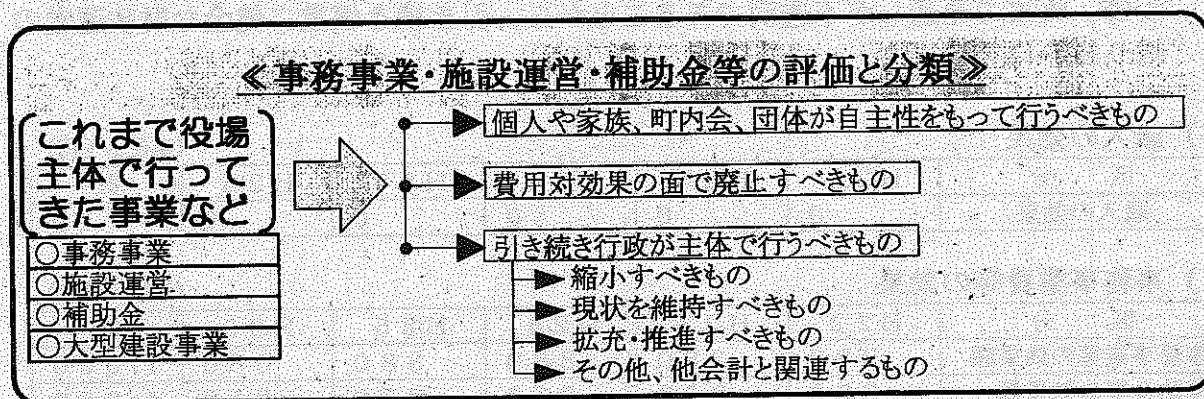
さらに、行政のスリム化においては、引き続き、行財政改革大綱及び定員適正化計画などとの整合性を図りながら進めるものとします。

2 住民、地域、行政の役割分担の考え方

(1) 役割分担の考え方と方向性

住民と行政の役割分担は、自立プランにおける基本的な考え方として、みんなで知恵を出し合い「行政依存型」から「協働」へ移行する考えが定着しつつあります。

こうしたことから、今回の「福島町まちづくり行財政推進プラン」では、これまで効果を上げてきた「自立プラン」の検証手法を引き続き用いることとし、各事務事業等を「廃止」「縮小」「現状維持」「拡充・推進」「その他」に分類したうえで、評価・検証を進めます。



(2) 広域行政の検討

広域行政のあり方に関しては、自立プラン作成時に国民健康保険や老人保健、介護保険等の医療・福祉等の近隣町連携による広域事務の可能性について検証した経過がありますが、各町それぞれの歴史的経過や料金体系等に相違があり、現時点では事務の広域連携は困難であるとの結論が出されました。

国における「定住自立圏構想」は、平成20年12月に要綱が公表され、概要は、中心市と周辺自治体が共同でまちづくりに取り組む事業内容となっており、このたびの政権交代によって不透明な部分もありますが、現在、函館市が中心になり、渡島管内の各市町と取組み可能な施策などの事務的な検討が進められているところです。

今後、人員等が縮小されていく中で、事務共同化による広域化は避けて通れない課題であり、各市町との連携を図りながら共同化が可能な事業の検証を進めることとします。

(3) 国や北海道による補完について

国道や道々、河川や漁港の整備及び維持は、町民の生活基盤の根幹をなすものであり、経済の安定や災害の防除、そして包括的な福祉の維持向上のためには、国や北海道による政策の充実が不可欠です。

さらに、地方交付税をはじめとする国や道の支出金は、町の収入の大きな部分を占めており、地方分権を進め、町の独自性を発揮するためにも、国や道に対し、財源確保に向けて独自要望や地域連携要望の強化を図ります。

(4) 各項目検討による財政状況について

福島町まちづくり行財政推進プランにおける新たな各特別対策の財政効果額については、自立プランでの事業仕分けの成果を勘案して、事務事業、公共施設の維持運営、団体等への補助金等それぞれを費用対効果や今後の方向性等について、全項目を検討した結果、概ね「当面は現状維持とする」と集約されたところです。なお、2件の「拡大と方向付けたもの」並びに人件費全般で「特例期間切れによる独自削減が終了したと方向付けたもの」の平成21年度対比増額は下記の表のとおりであります。

今後とも、突発的な大型事業や大規模な災害等の財政支出があった場合、さらには経済情勢の更なる悪化による税収の落ち込み、国の制度改革による歳入の減少等、将来の見通しが不透明であることから、引き続き慎重に健全な財政運営の取り組みに努めます。

(ア) 歳入の効果

(単位:千円)

区 分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	計
歳入の効果	0	0	0	0	0	0

(イ) 事務事業費等の効果

(単位:千円)

区 分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	計
事務事業等の効果額	380	380	380	380	380	1,900
補助金等の効果額	850	850	850	850	850	4,250
計	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	6,150

(ウ) 人件費の効果(影響)

① 町長・副町長・教育長の期末手当(特例期間終了による独自削減終了)

(単位:千円)

区 分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	計
期末手当	704	704	704	704	704	3,520

② 議員報酬の期末手当(特例期間終了による独自削減終了)

(単位:千円)

区 分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	計
期末手当	720	720	720	720	720	3,600

③ 一般職給与等(特例期間終了による独自削減終了)

(単位:千円)

区 分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	計
給料・手当・共済費	41,691	41,847	40,506	39,656	37,879	201,579

④ 福島消防署の負担金(特例期間終了による独自削減終了)

(単位:千円)

区 分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	計
給料・手当・共済費	12,818	13,353	13,021	11,869	11,526	62,587

⑤ 臨時職員の期末手当等(一般職等の対応に準じ、改善を図るもの)

(単位:千円)

区 分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	計
期末手当	5,426	5,426	5,426	5,426	5,426	27,130

⑥ 合 計

(単位:千円)

区 分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	計
人件費全般	61,359	62,050	60,377	58,375	56,255	298,416

第2章 行財政改革における重点的対策

1 第3次福島町行政改革大綱について

当町においては、昭和60年に第1次の行政改革大綱を策定し、平成8年に第2次、平成16年からは第3次と、その時代に応じた見直しを行い、住民サービスの向上と健全な財政運営を目指すことを基本に行政改革に取り組み一定の成果を収めてきました。

しかし、近年の急速な少子高齢化や厳しい経済状況の中、国の三位一体改革による地方交付税や補助金の削減などと相まって地方自治体を取り巻く状況は危機的局面を迎えていることから、これまで以上に行政能力の向上と行政改革への積極的な取り組みが必要とされています。

こうしたことから、平成21年4月に公募委員を含む町民各層の委員8名で構成する「福島町行政改革推進委員会」を設置し、第3次行政改革大綱の見直しについて諮問を行い、1月下旬に予定をしている答申を受け、答申に盛り込まれた意見や提言を基本としながら、検討を加え計画期間を平成26年度までの第3次行政改革大綱（見直し）を策定するものとしております。

2. 第4次福島町総合開発計画後期実施計画策定の基本的考え方について

第4次福島町総合開発計画については、平成18年3月に策定し基本計画を具現化する前期実施計画（H18～H21）により、まちづくりを推進してまいりました。

前期実施計画においては、計画時期を同じくする「福島町自立プラン」によって財政健全化を維持しつつ、ローリング等の手法を用いて事業規模等に精査を加えて、自立プランに配慮しながら水産振興を中心とした産業振興策、さらには、急激な少子高齢化が進展する中、公営住宅の建替えや生活支援ハウス運営事業等による生活環境の整備並びに健康・福祉の充実を図るとともに、高度通信情報化社会に対応した施策などを実施してきたところであります。

後期実施計画の策定にあたっては、前期計画を踏襲しながら今後とも安定的で持続可能な財政運営に努めるとともに、各事業の実施においては、社会経済情勢や財政状況等を踏まえて効率的・効果的な事業推進を図りながら、当町が直面する諸課題の改善に向けて取り組むことといたします。

本計画の実施期間は、平成22年度から平成26年度までの5か年ではありますが、前期実施計画に引き続き総合開発計画の重点目標の達成に向けて、「水産業を中心とした産業振興の充実・拡大」、「安心・安全なまちづくり」、「教育環境の整備」、「体験型観光の推進」、「生活排水処理対策等による生活環境の向上」等を後期実施計画の重点項目とした推進を図ります。

また、これまで同様、各年度の計画執行状況や取り巻く環境の変化、財政動向などを勘案しつつ、各年度においてローリングを行うことといたします。

3 歳入について

(1) 町税について

町税は、平成19年度の税制改正により、町民税の税率フラット化で一時的に増収となったものの、今後においては、人口の減少や経済不況の影響から所得の落ち込みや家屋の新築等の減少によって、減収傾向になることが想定されます。

しかし、一方では、これまでの滞納繰越額は、国民健康保険税を含めて1億6千万円を超える金額となっており、こうした滞納額の整理強化策の展開が大きな自主財源の確保にも繋がることとなります。

平成20年度からは、全職員による夜間等における臨戸徴収体制の強化を図っており、その効果も徐々にではありますが現れてきている現状にあることから、引き続き全職員による徴収体制の強化を進めます。

また、今後も渡島・檜山地方税滞納整理機構と連携し、より厳しい対応を図りながら滞納額の圧縮に努めます。

町税の収納額の推移

(単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
町 民 税	157,263	179,947	182,463
固定資産税	228,942	225,678	226,313
そ の 他	58,678	57,091	54,563
小 計 ①	444,883	462,716	463,339
国民健康保険税②	219,340	218,159	197,601
合 計 ①+②	664,223	680,875	660,940

町税の滞納繰越額の推移

(単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
町 民 税	23,644	24,460	28,397
固定資産税	50,455	54,554	56,217
そ の 他	215	315	367
小 計 ①	74,314	79,329	84,981
国民健康保険税②	81,423	80,024	83,594
合 計 ①+②	155,737	159,353	168,575

(2) 使用料等について

使用料については、当計画期間では現行の料金水準を維持することとします。
 なお、粗大ゴミの有料化に関しては、近隣市町の状況を勘案しながら、有料化に向けた検討を進めます。

また、保育料や町営住宅使用料における滞納額については、受益者負担の公平性の観点から、徴収強化を図りながら滞納額の圧縮に努めます。

使用料・手数料等の収納額の推移

(単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
使用料	85,371	84,086	80,323
手数料	16,680	15,229	15,069
分担金	18,664	15,411	12,701
合 計	120,715	114,726	108,093

使用料・手数料等の滞納繰越額の推移

(単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
使用料	7,829	7,995	7,026
手数料	0	0	0
分担金	1,016	637	1,035
合 計	8,845	8,632	8,061

(3) 「福島町ふるさと応援基金」について

「福島町ふるさと応援基金条例」を平成18年度に制定しておりますが、町内外を問わず、福島町を愛する方々から基金を募ってまちづくりのための財源に充てるべく、関東方面に在住する福島町出身者の「北海道福島会」、さらには札幌市や周辺の方々の「札幌福島会」をはじめとして、全国に情報発信をして「まちづくり」への参加と応援を引き続き要請するとともに、基金の安定的な確保に努めます。

また、基金の「まちづくり」への活用にあたっては、町づくり推進会議等から意見をいただきながら検討を進めます。

ふるさと応援基金の寄付状況

【H21.11.30現在】

(単位：件、円)

区 分	産 業	生活福祉	人材育成	コミュニティ	指定なし	計
町 内	1	4	4	2	16	27
	50,000	850,305	200,000	20,000	2,507,052	3,627,357
町 外	11	13	8	3	64	99
	190,000	1,535,000	255,000	210,000	4,811,000	7,001,000
小 計①	12	17	12	5	80	126
	240,000	2,385,305	455,000	230,000	7,318,052	10,628,357
指定変更額	213,000	0	0	297,000	-510,000	-
寄付金合計額	453,000	2,385,305	455,000	527,000	6,808,052	10,628,357
使ったお金②	179,000	0	140,000	396,000	0	715,000
① - ②	274,000	2,385,305	315,000	131,000	6,808,052	9,913,357

※上段()は件数、下段は金額。なお、実人数は110人。

4 行政組織について

(1) 町長、副町長、教育長の給与

三役の給料については、平成15年度及び平成16年度の2度に渡り、役職によって8%から18%削減して現在に至っていることから、給料は現行どおりとします。

なお、期末手当については平成17年度の独自削減及び平成18年度から平成21年度までの特例期間で0.7月分の独自削減を行ったもので、平成22年3月をもって条例に基づき特例期間が終了するため、新たな削減は行わないものとして、平成21年度の人事院勧告の削減率(△0.35月分)を用いて財政推計しています。

また、給料額等の変更には、あらかじめ特別職報酬審議会条例に基づき、審議会の意見を聴くこととしています。

給料額改定の経過 (単位：千円)

区分	H14年4月～	H15年4月～	H16年4月～
町長	800,000	720,000	650,000
副町長	640,000	600,000	570,000
教育長	580,000	560,000	530,000

(2) 一般職の職員数、給与並びに福島消防署の負担金(消防職員の給与)

(ア) 職員数

職員の定員管理については、これまでも行政改革大綱推進項目の柱の一つとして策定した定員適正化計画に基づき、職員の削減に努めてきています。

新たな定員適正化計画は、退職予定者数、採用予定者数並びに削減目標数を明らかにして策定しているところであり、その目標職員数に基づき的確な推進を図ります。

◆ 職員の定員適正化計画(広域事務組合派遣職員を除く)

(単位：人)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全職員数	82	80	81	78	78	74	72

(イ) 給与

職員の給与については、平成17年度において、給料は一律8%、期末手当は0.7月分の独自削減と、平成18年度から平成21年度までの自立プランでの独自削減策として実施し、削減内容は、給料は一律5%、期末手当は0.7月分となっています。

なお、平成18年度から平成21年度まで特例期間として行った独自削減は、平成22年3月をもって条例に基づき特例期間が終了するため、新たな削減は行わず、平成21年度の人事院勧告に基づき、財政推計しています。

今後は、給与の適正化に向けては、財政推計の動向を注視のうえ、人事院勧告や定員適正化計画を基本とした対応に努めます。

福島消防署の負担金(職員の給与)については、町職員の取り扱いと連動した方向で進めます。

(3) その他の職員

臨時職員(21年度末、23名)においては、一般職の person 費に連動して賃金単価の削減を行い、現在に至っていますが、一般職等給与の対応に準じ、日額賃金の臨時職員の手当において一定の改善を図ります。

(4) 職員の適正配置と組織の効率化

組織の効率化に向けては、平成17年4月1日から始めたグループ制と課の集約により着実に進められてきています。

今後においても、年々減少する職員数に対応できる組織づくりと職員の適正配置に向け、グループ制の検証において、機構の見直し検討を進めます。

(5) 各種委員会

委員会等の統廃合に関しては、これまでに一定程度の整理がなされており、現在の各種委員会は、法令等によりその設置が定められているものが多くを占めていることから、現時点で、さらなる委員会の廃止は困難なものがあります。

しかし、人口減少によって委員の重複化などの傾向も生じていることから、複数の委員会の統合や、年額、月額、日額報酬のあり方も含めて、行政改革大綱との整合性を図りながら、さらなる検討を進めます。

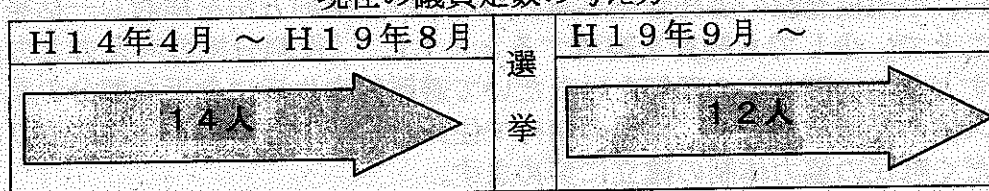
5 議員定数及び歳費等について

(1) 議員定数について

現在の議員定数は、平成17年度に設置された「議会活動に関する調査特別委員会」における定数や報酬(歳費)の議論が進められた結果、平成19年8月の一般選挙から定数を12人としたところです。

平成21年4月1日から「福島町議会基本条例」が施行されており、同条例第14条に基づき、議員定数は一定の条件を除いて議員による提案となることから、本計画期間中の定数を現行の12人として、財政推計をしています。

現在の議員定数の考え方



(2) 歳費等について

歳費等については、平成17年度に報酬平均3%削減、平成19年9月からは定数を12人とし、歳費(報酬)10人分で賄うこととして削減しており、また期末手当についても町三役と同様の独自削減を実施しています。

歳費の改定にあたっては、議員定数と同様に議会基本条例に基づき、標準率(額)・歳費額を町民に示した上で決めていくこととなりますが、本計画期間中は現行の歳費をもって財政推計しています。

なお、期末手当の0.7月分の独自削減については、平成22年3月をもって条例に基づく特例期間が終了するため、町三役と同様、新たな削減は行わないものとして、平成21年度人事院勧告の削減率(△0.35月分)を用いて財政推計をしています。

現在の議員歳費等

(単位:千円)

区 分	H18年4月～	H19年9月～
議 長	234,000	198,000
副 議 長	184,000	155,000
委 員 長	165,000	141,000
議 員	157,000	131,000

6 施設の維持管理及び社会資本整備について

(1) 施設の維持管理について

町が管理する施設の内、役場、吉岡温泉、横綱記念館、青函トンネル記念館、福祉センター、総合体育館などの施設においては、委託費の積算単価の見直しや直営で臨時職員を雇用することによる管理経費の縮減に努めてきましたが、今後も健全な運営に向けて、指定管理者制度の活用をはじめとした管理運営方法の検証・検討に努めます。

また、老朽化等による福島生活改善センターの解体については、地域町内会等と十分協議をします。

さらには、少子化等の中で検討されてきている吉岡幼稚園を福島保育所における「認定こども園」等の受け皿確保後の統廃合対応などは、これを基本的な方向とします。

ほかに、生活館等の各地区会館については、当分の間、小破修繕での維持管理に努めて参りますが、将来的には老朽化が進み施設の維持が困難な状況が予想されることから、事前に当事者町内会等と協議調整を図りながら、類似施設の統廃合の検討に努めます。

なお、小規模施設の委託管理事業については、契約方法を検討し一括発注等を行うことで、少しでも経費を縮減するとともに、「役割分担の考え方と方向性」で示すように、町内会の理解をいただいて避難路や生活に身近な部分の草刈、一部バス停の管理清掃など、協働の精神で住民や地域の方々に主体的に取り組んでいただく町民の協力体制の確立に努めます。

7 その他の重点事項について

(1) ごみ減量化対策について

ごみの処理費用については、広域組合等への負担金など、多額の一般財源が使われています。

このため、町民一人ひとりが、ごみを減らす対策を講じることが、ひいては負担金の軽減に直接つながっていくという意識を持った取組みが必要であり、さらなる普及啓発の展開に努めます。

具体的には、ごみの負担金は重量で決められることから、現在も全町内会と連携して新聞等の資源ごみは通常のごみ収集車に出さず、資源回収業者に出す運動を展開しており、さらなる実施対応を図ります。

また、台所から出る残滓や野菜屑等で水分の多いものは、ひと絞りにすることで重量が相当軽くなり、これらの対策に、より多くの町民が取り組むことで大きな効果が得られることから、今後も徹底した普及啓発に努めます。

なお、自立プランにおいて、検討の対象とされた粗大ゴミの有料化については、近隣市町の状況を勘案しながら、引き続き有料化に向けた検討を進めます。

ごみ収集及び処理費用等の推移

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
塵芥収集業務委託料	25,014	26,732	25,458
広域連合[渡島]負担金	70,754	72,907	73,513
広域連合[4町]負担金	17,297	20,298	21,553
その他	2,968	3,187	3,145
合 計	116,033	123,124	123,669

※ 19・20年度は決算額 21年度は予算額

第3章 行政サービスの今後の方向性のあり方

「第1章の2の(1)役割分担の考え方と方向性」で示したように、これまで行政主体で行われてきた事務事業等全般について、町民と行政の「協働」という観点から役割分担を改めて見直さなければなりません。

この章では、自立プランの基本理念や行財政改革における重点的対策等の考え方を継承しながら、福島町まちづくり行財政推進プランにおける新たな行財政計画の策定にあたって検討した「事務事業」「公共施設の運営」「補助金等」について、費用対効果等を踏まえて、今後の方向性を①廃止すべきもの、②現状維持とすべきもの、③縮小すべきもの、④拡大すべきもの、⑤独自削減を終了すべきものなどに整理しました。

(1) 廃止と方向付けたもの

整理No.	項目	コメント	備考
2 施設管理	福島生活改善センター	後期実施計画に解体計画を登載していますが、地域町内会等との十分な協議調整を図ります。 H18 予算 0千円 自立プラン H17 対比削減額 △2,289千円 H21 予算 0千円	

(2) 現状維持と方向付けたもの(事務事業)

整理No.	項目	コメント	備考
3	人件費全般(非常勤特別職)	会議の回数の減、委員会の統廃合により減額を検討します。 H18 予算 10,217千円 自立プラン H17 対比削減額 0千円 H21 予算 11,358千円	
7	連絡員制度	当面は現状維持とします。 H18 予算 2,682千円 自立プラン H17 対比削減額 0千円 H21 予算 2,665千円	
8	新年交礼会	開催期日も含めて、民間と合同で開催する方法を検討します。 H18 予算 157千円 自立プラン H17 対比削減額 △100千円 H21 予算 157千円	
9	広報誌発行	自立プランで部数削減しており、当面は現状維持とします。 H18 予算 1,088千円 自立プラン H17 対比削減額 △75千円 H21 予算 1,196千円	
10	防災体制整備事業	ハザードマップを後期実施計画に登載していますが、その他の事業については、当面は現状維持とします。 H18 予算 2,061千円 自立プラン H17 対比削減額 △616千円 H21 予算 2,112千円	

整理No.	項 目	コメント	備考
11	交通安全推進員体制	当面は現状維持とします。 H18 予算 1,399 千円 自立プラン H17 対比削減額 △24 千円 H21 予算 1,350 千円	
12	バス待合所管理事業	当面は現状維持とします。 H18 予算 1,987 千円 自立プラン H17 対比削減額 △26 千円 H21 予算 1,656 千円	
13	戦没者追悼式	当面は現状維持とします。 H18 予算 297 千円 自立プラン H17 対比削減額 △142 千円 H21 予算 263 千円	
14	敬老会	当面は現状維持とします。 H18 予算 1,115 千円 自立プラン H17 対比削減額 △537 千円 H21 予算 1,054 千円	
15	ふれあいスポーツ大会	当面は現状維持とします。 H18 予算 228 千円 自立プラン H17 対比削減額 △344 千円 H21 予算 199 千円	
16	児童遊具修繕	当面は現状維持とします。 H18 予算 100 千円 自立プラン H17 対比削減額 △100 千円 H21 予算 100 千円	
18	不燃ごみのリサイクル推進による ごみ減量化運動 (渡島西部四町負担金の軽減)	当面は現状維持とします。 H18 予算 21,021 千円 自立プラン H17 対比削減額 △1,456 千円 H21 予算 21,553 千円	
20	温泉優待事業 (印刷)	当面は現状維持とします。 H18 予算 1,392 千円 自立プラン H17 対比削減額 △450 千円 H21 予算 46 千円	
21	寝たきり老人等介護手当支給事業	当面は現状維持とします。 H18 予算 1,440 千円 自立プラン H17 対比削減額 △108 千円 H21 予算 1,260 千円	
22	生きがいディサービス事業	当面は現状維持とします。 H18 予算 7,841 千円 自立プラン H17 対比削減額 △745 千円 H21 予算 7,260 千円	
23	ショートステイ事業	当面は現状維持とします。 H18 予算 1,155 千円 自立プラン H17 対比削減額 △3,296 千円 H21 予算 825 千円	
24	緊急通報体制等整備事業	当面は現状維持とします。 H18 予算 30 千円 自立プラン H17 対比 削減額 △162 千円 H21 予算 20 千円	
25	予防接種事業	当面は現状維持とします。 H18 予算 234 千円 自立プラン H17 対比削減額 △182 千円 H21 予算 1,150 千円 (H20 より麻疹予防 接種年齢拡大による増)	

整理No.	項目	コメント	備考
26	エキノコックス症予防事業	当面は現状維持とします。 H18 予算 158 千円 自立プラン H17 対比削減額 0 千円 H21 予算 132 千円	
27	妊婦一般健康診査	当面は現状維持とします。 H18 予算 238 千円 自立プラン H17 対比削減額 △109 千円 H21 予算 1,632 千円 (検診回数 5 回から 14 回に拡大した増)	
28	インフルエンザ予防接種	当面は現状維持とします。 H18 予算 350 千円 自立プラン H17 対比削減額 △490 千円 H21 予算 800 千円 (一般会計と国保会計負担割合の見直しによる増)	
29	日曜当番医制度	当面は現状維持とします。 H18 予算 480 千円 自立プラン H17 対比削減額 △480 千円 H21 予算 480 千円	
30	健康診査・がん検診	当面は現状維持とします。 H18 予算 10,777 千円 自立プラン H17 対比削減額 △618 千円 H21 予算 6,110 千円	
31	骨粗しょう症検診	当面は現状維持とします。 H18 予算 170 千円 自立プラン H17 対比削減額 0 千円 H21 予算 170 千円	
32	脳ドック検診	当面は現状維持とします。 H18 予算 960 千円 自立プラン H17 対比削減額 0 千円 H21 予算 960 千円	
33	リハビリ教室 (機能回復訓練)	当面は現状維持とします。 H18 予算 581 千円 自立プラン H17 対比削減額 0 千円 H21 予算 580 千円	
34	肺炎球菌予防接種	当面は現状維持とします。 H19 から国の頑張応援プロジェクト事業として新規事業 H21 予算 2,800 千円	
35	ふくしま健康横網応援プロジェクト事業	当面は現状維持とします。 H20 から北海道の地域再生プロジェクト事業として新規事業 H21 予算 4,642 千円	
36	福祉医療システム事業	当面は現状維持とします。 H21 からの新規事業 H21 予算 1,116 千円	
37	漁港監視委託事業	当面は現状維持とします。 H18 予算 760 千円 自立プラン H17 対比削減額 △40 千円 H21 予算 760 千円	
38	熊等による被害対策事業	当面は現状維持とします。 H18 予算 496 千円 自立プラン H17 対比削減額 △41 千円 H21 予算 500 千円	